

本冊子に掲載している「ひとり親家庭」とは

母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条に規定している母子家庭及び父子家庭のことです。

次に該当する方で、20歳未満の児童を扶養している家庭

- 配偶者と死別し、現に婚姻をしていないもの
- 離婚し、現に婚姻をしていないもの
- 配偶者の生死が明らかでないもの
- 配偶者から遺棄されているもの
- 配偶者が海外にあるためその扶養をうけることができないもの
- 配偶者が精神または身体の障害により長期にわたって労働能力を失っているもの
- 配偶者が法令により長年にわたって拘禁されているためその扶養をうけることができないもの
- 婚姻によらないで母または父となり現に婚姻していないもの
- 父又は母がDV防止法第10条第1項による保護命令を受けたもの

「配偶者」には内縁関係の夫・妻を含み、「婚姻」には内縁関係を含みます。

本冊子の内容は、令和3年8月現在のものです。
変更することがありますので、ご確認ください。

もくじ

相談窓口 1

ひとり親家庭相談	1
女性相談	2
男性相談	4
仕事に関する相談	4
法律に関する相談	6
お金に関する相談	7
子育て相談	8
悩みごと相談	11

手当と助成 12

児童扶養手当	12
ひとり親家庭医療費助成	13
減免や割引など	14

住居と生活 15

府営住宅の優遇制度	15
母子生活支援施設	15
社会福祉協議会生活福祉資金の貸付	15
ひとり親家庭日常生活支援事業	16
大阪府の日常生活支援事業	16

仕事 17

自立支援教育訓練給付金事業	17
高等職業訓練促進給付金等事業	17
高等職業訓練促進資金貸付事業	18
高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	18

保育援助等 19

保育所等入所	19
病児・病後児保育等	19
保育所一覧	20
一時預かり事業	22

ショートステイ	22
ファミリー・サポート・センター	23
幼稚園・認定こども園(1号認定(教育)枠)入園	24
幼稚園・認定こども園(1号認定(教育)枠) 一覧	25
幼児教育・保育の無償化制度	26
学童保育	26
子どもの放課後の活動場所	27
地域の子育て支援(親子で参加)	28
学費	29
就学援助制度	29
母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度	30
奨学金制度	31
健康	33
母子保健事業	33
成人の健診	34
休日や夜間の急病	35
女性への支援	36
ドメスティックバイオレンス	36
男女共同参画センター(ウィズせつつ)	37
身近な支援	38
摂津市母子福祉会	38
大阪府母子・父子福祉センター(指定管理者(社福)大阪府母子寡婦福祉連合会)	39
民生委員・児童委員	39

相談窓口

相談窓口

ひとり親家庭相談

母子・父子自立支援員(摂津市子育て支援課)	
実施日	毎週月～金曜日 9:00～17:00(祝日及び年末年始を除く)
方法	面談(事前にお電話ください)、TEL
住所	摂津市三島1-1-1(摂津市役所新館6階 子育て支援課)
TEL	06-6383-1980
内容	ひとり親家庭の自立に向けて、あらゆる相談に応じます。父子家庭の相談にも対応します。

ひとり親家庭相談(大阪府母子・父子福祉センター)	
実施日	毎週月～土曜日 10:00～16:00(祝日及び年末年始を除く)
方法	面談(事前にお電話ください)、TEL
住所	大阪市東成区中道1-3-59
TEL	06-6748-0263
内容	電話や面接による生活相談をしています。離婚前相談にも応じます。

ひとり親家庭休日・夜間相談(社会福祉法人八尾母子隣保館)	
実施日	年末年始を除く (休日相談)土・日・祝日 10:00～17:00 (夜間相談)平日・休日夜間 18:00～23:00
TEL	072-923-4152
内容	子どもの養育や健康管理の相談、その他生活全般の相談に応じます。

摂津市母子福祉会	
実施日	入会受付随時 毎週月～金曜日 9:00～17:15(祝日及び年末年始を除く)
住所	摂津市三島1-1-1(摂津市役所食堂内売店)
TEL	06-6381-7529
内容	母子家庭の相談に応じたり、母子家庭の交流や情報交換の場の提供など、いろいろな活動を行っています。

女性相談

女性総合相談(DV 相談含む) (摂津市立男女共同参画センター)	
実施日	毎週月・火・木・金・土曜日 9:30~17:00(祝日及び年末年始を除く) ただし、第3、第4火曜日のみ 13:00~21:00
方法	面談、TEL
住所	摂津市南千里丘5-35(摂津市立コミュニティプラザ内)
TEL	06-4860-7116
内容	配偶者や恋人等からの暴力に関する相談に対応します。

DV相談 (摂津市人権女性政策課)	
実施日	毎週月~金曜日 9:00~17:15(祝日及び年末年始を除く)
方法	面談、TEL
住所	摂津市三島1-1-1(摂津市役所新館4階 人権女性政策課)
TEL	06-6383-1324
内容	配偶者や恋人等からの暴力に関する相談に対応します。

女性面接相談 (摂津市立男女共同参画センター)	
※一時保育あり 無料(0歳~就学前児、5日前までに要予約)	
実施日	毎月第1火曜日 13:00~16:50 毎月第3火曜日 15:00~19:50 毎月第2・4木曜日 10:00~12:50 (祝日及び年末年始を除く)
方法	面談(要予約) 相談時間は1回50分
住所	摂津市南千里丘5-35(摂津市立コミュニティプラザ内)
TEL	06-4860-7114
内容	家族、友達、心、体などの不安や悩みの相談に、女性カウンセラーが応じます。

法律相談 (摂津市立男女共同参画センター)	
※一時保育あり 無料(0歳~就学前児、5日前までに要予約)	
実施日	毎月第2火曜日 14:00~16:40 毎月第4火曜日 17:00~19:40 (祝日及び年末年始を除く)
方法	面談(要予約)相談時間は1回30分
住所	摂津市南千里丘5-35(摂津市立コミュニティプラザ内)
TEL	06-4860-7114
内容	女性弁護士が、女性の立場からさまざまな法律上の問題にお答えします。

相談窓口

DV相談(大阪府吹田子ども家庭センター)	
実施日	毎週月～金曜日9:00～17:45(祝日及び年末年始を除く)
方法	面談、TEL
住所	吹田市出口町19-3
TEL	06-6389-3526(DV 相談専用)
内容	配偶者暴力相談支援センターとして相談に応じています。

大阪府女性相談センター	
実施日	9:00～20:00(祝日及び年末年始を除く)
方法	TEL、面談(要予約)
住所	大阪市中央区大手前1-3-49 ドーンセンター
TEL	06-6949-6022・06-6946-7890(DV 専用)
内容	生活経済問題、性の問題、DV等、女性の様々な相談に応じています。

電話・面接相談(ドーンセンター)	
実施日	<p><u>電話相談</u> 毎週火～金 17:00～21:00 土・日曜日 10:00～16:00 休館日:毎週月曜日、祝日及び振替休日(ただし、その日が土曜日、日曜日の場合 は開館し、翌週火曜日が休館。またその日が月曜日の場合は、翌火曜日も休館。) 年末年始</p> <p><u>面談相談</u> (下記の面談及び予約いずれも休館日を除く) (面談)毎週火～金曜日 17:00～21:00 毎週土・日曜日 10:00～18:00 (予約)毎週火～金曜日 13:30～21:00(18:00～18:45除く) 毎週土・日曜日 9:30～18:00(13:00～13:45除く) 休館日:毎週月曜日、祝日及び振替休日、年末年始</p>
方法	面談(要予約)
住所	大阪市中央区大手前1-3-49
TEL	06-6937-7800(相談専用電話)、06-6910-8588
内容	専門の女性カウンセラーがあなたの悩みや問題を個別にゆっくりとお聴きし、心の整理のお手伝いをして、克服の糸口を探します。

男性相談

男性電話相談 (摂津市人権女性政策課)	
実施日	毎月第4水曜日 13:00~16:00(祝日及び年末年始を除く)
方法	TEL
住所	摂津市三島1-1-1(摂津市役所新館4階 人権女性政策課)
TEL	06-6155-9167
内容	生き方や働き方、人間関係などの様々な悩みを持つ男性の相談に応じます。

仕事に関する相談

摂津市地域就労支援センター (摂津市産業振興課)	
実施日	毎週月~金曜日 9:00~17:15(祝日及び年末年始を除く)
方法	面談、TEL
住所	摂津市三島1-1-1(摂津市役所新館4階 産業振興課)
TEL	06-6383-1362
内容	相談者が就職活動をしやすいように、相談者に最適なサポートプランを提案し、就労を支援します。 また、就職のための能力開発講座や、就職面接会の案内も行います。

労働相談 (摂津市産業振興課)	
実施日	毎週水曜日 13:00~16:00(祝日及び年末年始を除く)
方法	面談、TEL
住所	摂津市三島1-1-1(摂津市役所新館4階 産業振興課)
TEL	06-6383-1362
内容	事業主と勤労者の労働問題全般について、相談に応じます。

相談窓口

ハローワーク	
実施日	(茨木)毎週月～金曜日 8:30～17:15(祝日及び年末年始を除く) (梅田)毎週月～金曜日 8:30～19:00 土・日・休祝日 10:00～17:00(年末年始を除く) ※平日17:15以降及び土・日・休祝日は、パソコンによる求人情報の提供及び職業紹介業務のみ
方法	面談
住所	(茨木)茨木市東中条町1-12 (梅田)大阪市北区梅田1-2-2 大阪駅前第2ビル16階
TEL	(茨木)072-623-2551 (梅田)06-6344-8609
内容	就職にあたっての様々な相談に応じます。

大阪マザーズハローワーク	
実施日	毎週月～金曜日 10:00～18:30(休祝日及び年末年始を除く)
方法	面談
住所	大阪市中央区難波2-2-3 御堂筋グランドビル4階
TEL	06-7653-1098
内容	就職相談、転職相談、再就職支援相談に応じます。 女性のためのハローワークです。お子様連れでも気軽に利用できます。
備考	マザーズコーナーを設けているハローワークもあります。 詳しくは各ハローワークにお問合せ下さい。

大阪府母子家庭等就業・自立支援センター 職業紹介所(大阪府母子・父子福祉センター)	
実施日	毎週月～土曜日 10:00～16:00(休祝日及び年末年始を除く)
方法	面談(要予約)
住所	大阪市東成区中道1-3-59
TEL	06-6748-0263
内容	生活相談から仕事の紹介まで一貫した就業支援を行っています。 お子様連れでも気軽に利用できます。

法律に関する相談

女性法律相談 (摂津市立男女共同参画センター)	
※お子さんの一時預かりあり 無料(0歳～就学前児、5日前までに要予約)	
実施日	毎月第2火曜日 14:00～16:40 第4火曜日 17:00～19:40 (祝日及び年末年始を除く)
方法	面談(要予約) 相談時間は1回30分
住所	摂津市南千里丘5-35(摂津市立コミュニティプラザ内)
TEL	06-4860-7114
内容	離婚、相続やDVなど女性が直面する法律上の問題に、女性弁護士が応じます。

市民法律相談 (摂津市自治振興課)	
実施日	毎週月・木曜日 13:15～16:15 (実施当日予約:受付は9:00～14:00まで:電話受付可・先着7名) (祝日及び年末年始を除く)
方法	面談
住所	摂津市三島1-1-1(摂津市役所新館2階 自治振興課)
TEL	06-6383-1357
内容	土地、建物、金銭の貸借、相続、交通事故など法律で争われる問題の相談に、弁護士が応じます。

法律相談 (大阪府母子・父子福祉センター)	
実施日	第2土曜日、奇数月第4木曜日 13:00～15:00(祝日及び年末年始を除く)
方法	TEL、面談(いずれの場合も要予約)
住所	大阪市東成区中道1-3-59
TEL	06-6748-0263
内容	離婚、相続、金銭貸借等、法律上の問題や、養育費の相談に応じます。 お子様連れでも気軽に利用できます。

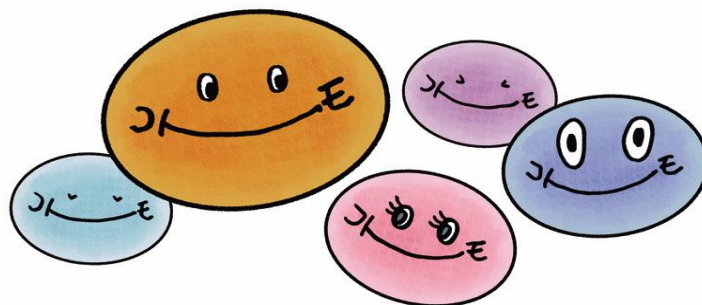
相談窓口

多重債務無料法律相談(摂津市産業振興課)	
実施日	司法書士 第1木曜日 14:00~17:00(祝日及び年末年始を除く) 弁護士 第3金曜日 13:00~16:00(祝日及び年末年始を除く)
方法	面談(事前に予約が必要です。受付:月~金曜日・9:00~16:30)
住所	摂津市三島1-1-1(摂津市役所新館4階 産業振興課内)
TEL	06-6383-2666(消費生活相談ルーム)
内容	多重債務問題に関する相談などに応じます。 * 予約申込時に消費生活相談員が内容を聞き実施日を調整します。

お金に関する相談

生活保護相談(摂津市生活支援課)	
実施日	毎週月~金曜日 9:00~17:15(祝日及び年末年始を除く)
方法	面談、TEL
住所	摂津市三島1-1-1(摂津市役所本館1階 生活支援課)
TEL	06-6383-1375
内容	生活保護についての相談に応じます。

自立相談支援(摂津市生活支援課)	
実施日	毎週月~金曜日 9:00~17:00(祝日及び年末年始を除く)
方法	面談、TEL
住所	摂津市三島1-1-1(摂津市役所本館1階 生活支援課)
TEL	06-6383-1375
内容	離職などさまざまな理由により、生活が困っている方に関する相談に応じます。



子育て相談

育児相談(摂津市出産育児課)	
実施日	毎月第3木曜日 10:00~12:00
方法	計測・面談(予約要)
住所	摂津市南千里丘5-30(摂津市立保健センター)
TEL	(出産育児課)06-6170-2181
内容	乳幼児の子育てや健康・栄養について保健師・栄養士が相談に応じます。 (随時、電話・面談・訪問による相談も行っています。)

地域子育て支援センター	
実施日	(休祝日及び年末年始を除く) 毎週月~金曜日 9:00~17:00 毎週土曜日 9:00~12:00(来室者対応により電話にでられない場合もあります)
方法	TEL、面談(計測もできます)
住所	摂津市千里丘東1-16-2(子育て総合支援センター内)
TEL	072-631-9676
内容	乳幼児の子育て(食事や子どものかかわり方等)について保育士が相談に応じます。

かるがも広場	
実施日	(休祝日及び年末年始を除く) 毎週月・火・木・金曜日 9:00~17:00
方法	TEL、面談(計測もできます)
住所	摂津市東別府5-1-13(べふこども園内)
TEL	06-6349-1800
内容	乳幼児の子育て(食事や子どものかかわり方等)について保育士が相談に応じます。

相談窓口

児童相談 (摂津市家庭児童相談課)	
実施日	毎週月～金曜日 9:00～17:15(祝日及び年末年始を除く)
方法	TEL、面談(まず、お電話ください。)
住所	摂津市三島1-1-1
TEL	06-6155-6302
内容	0歳から18歳までの子どもの養育や発達について、臨床心理士等の専門家が相談に応じます。

子どもに関する相談全般 (大阪府吹田子ども家庭センター)	
実施日	毎週月～金曜日 9:00～17:45(祝日及び年末年始を除く)
方法	TEL、面談
住所	吹田市出口町19-3
TEL	06-6389-3526
内容	養育上のこと、発達のこと、不登校、性格や行動のこと、非行、虐待等、子どもの福祉に関する様々な相談をお受けしています。

教育相談 (摂津市教育支援課)	
実施日	毎週月～木曜日 9:00～17:00、毎週金曜日 9:00～19:00 (休祝日及び年末年始を除く)
方法	TEL、面談(要予約)
住所	摂津市香露園34-1(教育センター内)
TEL	072-637-0783
内容	不登校やいじめ、親子・交友関係など、教育に関する悩みごとの相談に応じます。

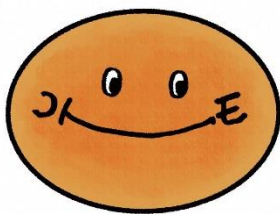
進路選択支援相談 (摂津市教育支援課)	
実施日	毎週月・水・木曜日 9:00～17:00、毎週金曜日 9:00～19:00 (祝日及び年末年始を除く)
方法	TEL、面談(要予約)
住所	摂津市香露園34-1(教育センター内)
TEL	072-637-0783
内容	進学や就学の継続を支援する奨学金等の相談に応じます。

相談窓口

青少年相談コーナー(大阪府吹田子ども家庭センター)	
実施日	毎週月～金曜日 9:00～17:45(休祝日及び年末年始を除く)
方法	TEL、面談
住所	茨木市中穂積1-3-43(三島府民センター内 吹田子ども家庭センター分室)
TEL	072-627-1121
内容	中学卒業後の青少年の非行、不登校、性格行動、適性、保健などに関する相談に応じます。

子どもの悩み相談フリーダイヤル	
実施日	24時間365日
方法	TEL
TEL	0120- ^な 7285- ^こ 25(子ども専用)
内容	子ども本人からの日常的なこと全てに関する悩みの相談に対応します。虐待、いじめ、友人関係等の子どもの悩みに関する電話相談に、フリーダイヤルで応じます。

少年相談(大阪家庭裁判所)	
実施日	毎週月～金曜日 9:30～11:30、13:00～16:00 (祝日及び年末年始を除く)
方法	面談
住所	大阪府中央区大手前4-1-13(大阪家庭裁判所)
TEL	06-6943-5960
内容	盗み、薬物乱用の疑い、家出、不良交遊、不純異性交遊、怠学、不登校、家庭内暴力等の親子の不和、少年非行の早期発見、早期指導の重要性にかんがみ、少年法の趣旨の範囲内で少年相談を行っています。



悩みごと相談

心配ごと相談 (摂津市社会福祉協議会)	
実施日	毎月第1～第4火曜日 13:00～15:00(祝日・年末年始を除く)
方法	面談
住所	摂津市三島2-5-4(摂津市立地域福祉活動支援センター内)
TEL	06-4860-6460
内容	家族関係、生計関係、病気などについての悩みごとなどの相談に応じます。

心の電話相談 (摂津市社会福祉協議会)	
実施日	毎月第2・第4水曜日 10:00～16:00(祝日・年末年始を除く)
方法	TEL
住所	摂津市三島2-5-4(摂津市立地域福祉活動支援センター内)
TEL	06-6383-1577
内容	心の中のモヤモヤを電話で相談に応じます。

人権なんでも相談 (摂津市人権女性政策課)	
実施日	毎週月～金曜日 10:00～16:00(祝日及び年末年始を除く)
方法	TEL、面談
住所	摂津市三島1-1-1(摂津市役所新館4階 人権女性政策課)
TEL	06-6383-1011
内容	人権問題や悩み、心配ごとなど人権協会の担当者が相談をお受けします。

校区等福祉委員 (摂津市社会福祉協議会)	
問合せ	06-4860-6460 毎週月～金曜日 8:45～17:15(祝日及び年末年始を除く) 摂津市三島2-5-4(摂津市立地域福祉活動支援センター内)
内容	各校区の福祉委員が身近な相談に応じます。

こころの健康相談 (茨木保健所)	
問合せ	072-624-4668
内容	精神的な病気、ひきこもりなどについて精神保健福祉担当者、精神科医(非常勤)が相談に応じます。相談は予約制ですので、まずお電話ください。(無料)摂津市役所でも実施します。※秘密は厳守します。

手当と助成

児童扶養手当

父母の婚姻解消等により、父又は母親と生計を同じくしていない児童を監護・養育している場合、その父母または養育者に手当を支給する事業です。

下記①から⑧のいずれかに該当する18歳に達する日以後の最初の3月31日までの(政令で定める程度の障害を持っている場合は20歳未満)児童を監護している父母、または父母にかわって児童を養育している方(児童と同居し、監護し、生計を維持している方)に支払われます。(所得制限があります。)国内に住所がない場合は対象になりません。

- ① 父母が離婚した
- ② 父又は母が死亡した
- ③ 父又は母が障害を持っている
- ④ 父又は母の生死が不明
- ⑤ 父又は母が引き続き1年以上遺棄している
- ⑥ 父又は母が法令により引き続き1年以上拘禁されている
- ⑦ 母が未婚で出産した
- ⑧ 父又は母がDV防止法第10条第1項による保護命令を受けた児童

手当月額 児童1人: 10,180～43,160 円
 児童2人: 5,100～10,190 円加算
 児童3人以上: 1人につき 3,060～6,110 円加算

※上記の手当額は、物価変動等の要因により、改定されることがあります。

支払方法 請求日の翌月分からを、奇数月にそれぞれの前月分までを銀行口座へ振込みます。

申請手続 子育て支援課へお問合せ下さい

現況届 認定を受けられた場合、毎年7月末頃に現況届の提出に関する通知を送付しますので、8月31日までに現況届(所得状況等届)の提出が必要となります。

所得制限 父母または養育者の所得及び同居扶養義務者の所得に制限があります。

所得限度額

扶養親族の人数	父母または養育者		孤児等の養育者、配偶者、扶養義務者の所得制限限度額
	全部支給の所得制限限度額	一部支給の所得制限限度額	
0人	49万円未満	192万円未満	236万円未満
1人	87万円未満	230万円未満	274万円未満
2人	125万円未満	268万円未満	312万円未満
3人	163万円未満	306万円未満	350万円未満

※扶養親族が一人増すごとに38万円を加算

※一律控除(80,000円)、医療費(当該控除額)等の控除があります。

<問合せ> 子育て支援課【06-6383-1980】

ひとり親家庭医療費助成

ひとり親家庭の保護者の経済的負担の軽減を図るため、医療費の助成を行っています。

助成の対象 ひとり親家庭に属する18歳(18歳に到達した年度の末日)までの子と、母・父及び養育者。ただし、所得制限があります。

助成の範囲 入院及び通院にかかる保険診療医療費の患者負担額から、一部自己負担金を除いた額(ただし高額療養費・家族療養附加金を差し引いた額)

申請に必要なもの 健康保険証・児童扶養手当証書(児童扶養手当の受給者)または年金証書(公的年金の受給者)・所得証明書(1月2日以降の転入者)・

その他必要書類

※府外診療及び食事療養費には還付申請が必要です。また、平成28年11月診療分より入院時食事療養費の助成対象者は、健康保険制度上の「低所得者」の方のみとなります。詳しくはお問合せください。

所得制限 父母または養育者の所得及び同居扶養義務者の所得に制限があります(P13参照)。

所得限度額

扶養親族の人数	父母または養育者	孤児等の養育者、配偶者、扶養義務者の所得制限限度額
	所得制限限度額	
0人	192万円未満	236万円未満
1人	230万円未満	274万円未満
2人	268万円未満	312万円未満
3人	306万円未満	350万円未満

※扶養親族が一人増すごとに38万円を加算

※一律控除(80,000円)、医療費(当該控除額)等の控除があります。

大学生等の医療費助成

※対象は、ひとり親家庭に属する22歳(22歳に達した年度の末日)までの大学生等(大学、短期大学、専修学校(専門課程に限る)、高等専門学校に在学する者)及びその保護者

※所得制限及び助成の範囲は、18歳未満のひとり親家庭医療費助成と同じです。

※申請は、保護者が申請時にひとり親家庭医療証の交付を受けている場合と受けていない場合では、必要書類等が異なりますので、お問い合わせください。

※認定期間中の医療証の交付はありません。(ただし、18歳未満の児童を監護・養育されている方にはひとり親家庭医療証を交付しています。)

<問合せ> 子育て支援課【06-6383-1980】

減免や割引など

① 温水プール利用料の割引

児童扶養手当、ひとり親家庭の医療費助成を現に受給している世帯の方が、温水プールを一般利用する場合、利用料金が全額免除となります。

児童扶養手当証書、またはひとり親家庭医療証を温水プール窓口で提示してください。

<問合せ> 文化スポーツ課【06-6383-5790】
温水プール【06-6319-0858】

② JR通勤定期乗車券の特別割引制度

児童扶養手当の受給世帯の方が、JR通勤定期乗車券を購入する場合、証明書を添えて申し込むと3割引きで購入できます。

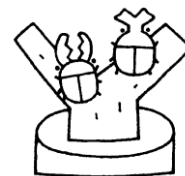
証明書発行には、証明写真(縦 3cm×横2.5cm、撮影後半年以内)及び印鑑をご持参ください。更新時には新たな証明写真(縦3cm×横2.5cm、撮影後半年以内)が必要です。

<問合せ> 子育て支援課【06-6383-1980】

③ 万博公園等の特別割引

各種公的年金および児童扶養手当を現に受給している母子世帯の方は、万博公園の自然文化園、日本庭園は無料で入園できます。日本民芸館を利用するときは、割引制度を実施しています。

<問合せ> 子育て支援課【06-6383-1980】



住居と生活

府営住宅の優遇制度

母子家庭及び母子家庭に準じる状況にある方(準じる状況については子ども家庭センター等の証明が必要)は、府営住宅の総合募集(偶数月実施)において、福祉世帯向け募集枠にお申し込みいただけます。

詳しくは、下記にお問い合わせいただくか、申込用紙に添付されている案内をお読み下さい。

申込用紙配布場所 市防災管財課、各府民お問合わせセンター情報プラザ、
各府営住宅管理センター、大阪府庁別館住宅相談室等

<問合せ> 大阪府住宅供給公社 千里管理センター 入居サービス課 【06-6833-6942】

母子生活支援施設

配偶者がいないか、それに準じた状況におかれた女性で18歳未満の子どもを養育しており、様々な事情のため、子どもの養育が十分できない場合に、子どもと一緒に入所できる児童福祉施設です。(入所している子どもは満20歳に達するまで入所延長できます。)母子生活支援施設では、生活相談や子どもの指導にあたる職員が母子の自立を支援しています。

<問合せ> 子育て支援課【06-6383-1980】

社会福祉協議会生活福祉資金の貸付

大阪府社会福祉協議会が実施している大阪府生活福祉資金の相談・受付を行っています。貸付資金の種類によって、対象世帯・条件が異なりますので、まずは一度ご相談ください。

<問合せ> 摂津市社会福祉協議会【06-4860-6460】

ひとり親家庭日常生活支援事業

ひとり親家庭が、一時的に生活援助が必要な場合や、生活環境の激変で日常生活に支障が生じている場合に、ヘルパー(家庭生活支援員)を派遣し、家事や食事の世話などの日常生活のお手伝いをします。

利用できるとき

就職活動や技能取得のための学校に通学するとき、疾病や事故などのとき、冠婚葬祭に出席するとき、学校などの公的行事に参加するとき、お仕事で出張などのとき、生活の激変で日常生活を営むのに支障が生じているとき

利用料 生活保護世帯、市民税非課税世帯 無料

児童扶養手当支給水準の世帯 1時間あたり150円

上記以外の世帯 1時間あたり300円

1事由につき年間10回を限度とする

※ご利用日時についてはご相談ください。ご利用には事前の登録が必要です。

<問合せ> 子育て支援課【06-6383-1980】

大阪府の日常生活支援事業

大阪府の委託を受けて、登録された経験豊かなヘルパー(家庭生活支援員)を派遣し、一時的な保育や日常生活のお手伝いなどを行っています。

利用内容

児童保育: 保育所の送迎 保育 身の回りの世話など

家事援助: 簡単な身体介助 病院の付き添い 日用品の買い物 簡単な食事の支度

居室の掃除 衣類の洗濯 など

利用料 生活保護世帯、市民税非課税世帯 無料

児童扶養手当支給水準の世帯 1時間あたり150円

上記以外の世帯 1時間あたり300円

1事由につき年間10回を限度とする

※ご利用には事前の登録が必要です。

<問合せ> 大阪府母子寡婦福祉連合会【06-6748-0263】

仕事

自立支援教育訓練給付金事業

母子家庭の母または父子家庭の父で、市が承認した教育訓練給付講座を受講し修了した場合に、受講に係る経費の一部を支給します。支給額は、支給対象者が対象教育訓練の受講のために、本人が支払った費用の60%に相当する額(上限20万円)とします。

対象者 次の条件をすべて満たす方

- ・児童扶養手当の支給を受けているか、または同様の所得水準であること
- ・教育訓練を受けることが適職に就くために必要であること
- ・以前にこの給付金を受けていないこと

対象講座 雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育講座

市長が特に認める就業に結びつく可能性の高い講座

その他 講座を受講する1カ月前に、必ず母子・父子自立支援員にご相談ください。

<問合せ> 子育て支援課【06-6383-1980】

高等職業訓練促進給付金等事業

母子家庭の母または父子家庭の父で、就職に有利な資格を取得するため、1年以上の養成機関で修業する場合に、修業期間の全期間において、以下の金額を支給します。

市民税非課税世帯(注※)月額 100,000 円 市民税課税世帯(注※)月額 70,500 円
(最後の12月は、月額 140,000 円) (最後の12月は、月額 110,500 円)

また養成機関修了後に入学支援修了一時金を支給します。

市民税非課税世帯(注※)50,000 円 市民税課税世帯(注※)25,000 円

対象者 次の条件をすべて満たす方

- ・児童扶養手当の支給を受けているか、または同様の所得水準であること
- ・養成機関において1年以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる者であること
- ・就業または育児との両立が困難であると認められる者であること
- ・以前に訓練促進費を受けていないこと

対象資格 看護師 介護福祉士 保育士 理学療法士 作業療法士 歯科衛生士など

その他 交付の申請をする前に、母子・父子自立支援員にご相談ください。

(注※)ひとり親家庭の父母が父母・兄弟姉妹等の扶養義務者と同居所に住民登録がある場合(世帯分離されている場合も含む)は、扶養義務者の市民税課税状況も審査の対象となります。

<問合せ> 子育て支援課【06-6383-1980】

高等職業訓練促進資金貸付事業

母子家庭の母または父子家庭の父で、高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対して、入学準備金・就職準備金を貸し付けます。

対象者 次の条件をすべて満たす方

- ・母子家庭の母または父子家庭の父
- ・高等職業訓練促進給付金等事業の支給対象であること

貸付額 養成機関への入学時に、入学準備金として 50 万円。

養成機関を修了し、かつ資格を取得した場合に、就職準備金として 20 万円。

貸付金の返還免除

養成機関卒業から1年以内に資格を活かして就職し、貸付を受けた都道府県又は指定都市の区域内等において、5年間その職に従事したときは、貸付金の返還を免除する。

その他 講座を受講する前に、必ず母子・父子自立支援員にご相談ください。

<問合せ> 大阪府母子寡婦福祉連合会【06-6762-9995】

高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

母子家庭の母または父子家庭の父およびその児童で、高等学校卒業程度認定試験のために講座を受講した場合に、受講に係る経費の一部を支給します。支給額は、受講修了時に受講料の40%に相当する額(上限10万円)、試験合格時に受講料の20%に相当する額(受講修了時給付金額との合計上限15万円)とします。

対象者 次の条件をすべて満たす方

- ・児童扶養手当の支給を受けているか、または同様の所得水準であること
- ・高卒認定試験に合格することが適職に就くために必要であること
- ・対象講座の受講を開始する時に大学入学資格を有していないこと

その他 講座を受講する前に、必ず母子・父子自立支援員にご相談ください。

<問合せ> 子育て支援課【06-6383-1980】

保育援助等

保育所等入所

保護者の就労、病気、障害、看護等により家庭で保育することが困難な場合、小学校就学前の児童を対象として保育を実施します。

申込み 随時受付 新年度は10月頃に一斉受付を実施

保育料 4～8月分保育料は保護者の前年度市民税額をもとに、9～3月分保育料は保護者の現年度市民税額をもとに、市の保育料表に基づいて決定します。

保育料(月額) 0～2歳児 0～63,000円

※3～5歳児クラスについては、無償(ただし、別途給食費等の負担あり)

- ・きょうだいで入所の場合は2人目半額、3人目以降無料、
年収約360万円未満相当のひとり親世帯等は2人目以降無料
- ・令和3年8月まで、税法上の寡婦(寡夫)控除が適用されない未婚のひとり親に対し、寡婦(寡夫)控除の適用があるとみなして、保育料を算定します(適用を受けるには、申請が必要です)。

<申込み・問合せ> こども教育課【06-6383-1184】

病児・病後児保育等

病後児保育 保育所等入所中の「病気の回復期であり、集団保育が困難な子ども」を対象に1園で病後児保育を実施しています。登録・申込用紙等は各保育施設・市役所にあります。医師の意見書と別途費用が必要です。

<申込み・問合せ> 認定こども園 摂津ひかり保育園 【072-650-0123】

病児・病後児保育 就学前の「病気の回復期に至っていない子ども」や「病気の回復期であり、集団保育が困難な子ども」を対象に病児・病後児保育を1か所で実施しています。登録・申込み用紙等は吹田徳洲会病院・各保育施設・摂津市役所こども教育課にあります。医師の意見書と別途費用が必要です。

<申込み・問合せ> エキスポキッズ(吹田徳洲会病院内)【06-6816-8873】

休日保育 保育所等入所の子どもを対象に、休日(日曜・祝日)に保護者の勤務等により家庭での保育が困難な場合、1園で休日保育を実施しています。登録・申込み用紙等は各保育施設・市役所にあります。利用申込みは3日前までに連絡して下さい。

<申込み・問合せ> 認定こども園 せつつ遊育園 【06-6382-0307】

保育援助等

保育所一覧

公立保育施設	保育児童	定員	開所時間	所在地	電話
子育て総合支援センター	産休明けから	130	午前7時～ 午後8時	千里丘東一丁目 16-2	072 631-9428
べふこども園	産休明けから	60	午前7時～ 午後7時	東別府五丁目 1-13	06 6349-5500
とりかいこども園	産休明けから	90	午前7時～ 午後7時	鳥飼西三丁目 1-2	072 654-5960

私立保育施設	保育児童	定員	開所時間	所在地	電話
千里丘愛育園	産休明けから	180	午前7時～ 午後7時30分	千里丘三丁目 16-7	06 6387-7172
千里丘愛育園分園ひよこ園	産休明けから 2歳児まで	20	午前7時～ 午後7時30分	千里丘一丁目 10-12	06 6310-7500
認定こども園 KENTO ひまわり園	産休明けから	130	午前7時～ 午後7時	千里丘七丁目 3-7	06 6192-9117
摂津ポッポせんりおか保育園	産休明けから	40	午前7時～ 午後7時	千里丘東二丁目 9-23	072 657-7207
こどもなーと千里丘保育園	6ヵ月から 2歳児まで	19	午前7時30分～ 午後6時30分	千里丘東三丁目 7-27-101	072 627-5210
勝久寺保育園	5ヵ月から	70	午前7時～ 午後7時30分	千里丘東三丁目 4-5	072 622-6070
こどもなーと摂津保育園	6ヵ月から 2歳児まで	12	午前7時30分～ 午後6時30分	千里丘東三丁目 1-25-1A	072 620-9290
摂津ポッポ保育園香露園校	6ヵ月から 2歳児まで	15	午前7時30分～ 午後7時	香露園 1-37-1F	072 657-6670
ポポラー大阪南千里丘園	6ヵ月から	30	午前7時～ 午後8時	南千里丘 6-37	06 6317-1090
わかば保育園	産休明けから	30	午前7時～ 午後7時	庄屋二丁目 4-28	06 6319-1229
認定こども園みなみせんりおか遊育園	産休明けから	100	午前7時～ 午後7時	南千里丘 4-35	06 6317-2466
認定こども園みなみせんりおか遊育園分園 がくえんちょう遊育園	産休明けから 2歳児まで	20	午前7時～ 午後7時	学園町一丁目 2-33	072 665-9125
認定こども園正雀ひかり園	産休明けから	150	午前7時～ 午後8時	正雀一丁目 1-7	06 6317-3008
摂津ポッポ保育園正雀校	6ヵ月から 2歳児まで	19	午前7時30分～ 午後7時	正雀二丁目 13-22-101	06 6318-0108
こどもなーと正雀保育園	6ヵ月から 2歳児まで	19	午前7時30分～ 午後6時30分	正雀本町一丁目 27-22-101	06 6319-2250
認定こども園せつつ遊育園	産休明けから	150	午前7時～ 午後7時	三島三丁目 13-1	06 6382-0307

保育援助等

認定こども園あとえらぼ遊育園	1歳児から	30	午前7時～ 午後7時	三島三丁目13-2	06 6382-0322
認定こども園つるのひまわり園	産休明けから	100	午前7時～ 午後7時	鶴野二丁目7-16	072 632-1115
私立保育施設	保育児童	定員	開所時間	所在地	電話
認定こども園正雀愛育園	産休明けから	150	午前7時～ 午後7時30分	正雀四丁目12-23	06 6382-2600
摂津さつき保育園	6ヵ月から	90	午前7時～ 午後7時	南別府町7-1	06 6349-7151
認定こども園一津屋愛育園	産休明けから	120	午前7時～ 午後7時30分	一津屋一丁目37-9	06 6340-2107
摂津ひかりにこにこ保育園	6ヵ月から	90	午前7時～ 午後7時	鳥飼八防二丁目6-11	072 654-2255
認定こども園鳥飼さつき園	6ヵ月から	230	午前7時～ 午後7時	鳥飼野々二丁目3-1	072 654-1466
認定こども園こどもの杜 藤森学園	11ヵ月から	60	午前7時30分～ 午後7時	鳥飼西二丁目1-1	072 654-5767
認定こども園摂津ひかり保育園	産休明けから	90	午前7時～ 午後7時30分	鳥飼本町一丁目11-1	072 650-0123
認定こども園とりかい遊育園	6ヵ月から	45	午前7時～ 午後7時	鳥飼中一丁目20-1	072 654-5093
認定こども園とりかいひがし遊育園	産休明けから	90	午前7時～ 午後7時	鳥飼上三丁目2-25	072 654-8041
認定こども園とりかいひがし遊育園分園 たいしょうがわ遊育園 Bebe Maison	1歳児、2歳児	10	午前7時30分～ 午後6時30分	南千里丘1-34-1F	06 6317-0115

※各保育施設等の情報は「せつみんなで子育てねっと」をご覧ください。



ファミリー・サポート・センター

子育ての手助けをしてほしい方「依頼会員」と、子育てのお手伝いをしたい方「援助会員」の橋渡しを行う会員制の育児支援制度です。近くの人同士で助け合い、地域での子育てを応援しています。

対象児童 摂津市民で、3カ月～小学校までの児童

依頼内容 保育所・幼稚園の送迎

保育所・幼稚園の開始時間まで及び終了後の子どもの預かり

学校の放課後や学童保育終了後の子どもの預かり

親が自分の時間を持つ間の子どもの預かり

報酬 依頼会員が援助会員に直接支払い

平日 8:00～20:00時 1時間当り 700円

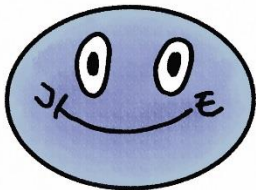
早朝・夜間 1時間当り 800円

土曜・日曜・祝日 1時間当り 800円

※児童手当・児童扶養手当・生活保護を受給している方、又はひとり親家庭医療証をお持ちの方は、後日利用料金の半額が補助されます。(1月あたりの上限額あり)

預かり場所 援助会員のお宅で預かります。

<問合せ> せつつファミリーサポートセンター(摂津市社会福祉協議会内)【06-6383-3341】



幼稚園・認定こども園(1号認定(教育)枠)入園

集団教育を通して豊かな人間形成の基礎を培うよう、幼稚園や認定こども園での幼児教育を実施しています。

① 公立幼稚園

対象 市内在住の4歳児・5歳児

申込み 随時受付

保育料 無償(詳細については、P26をご覧ください。)

給食費(月額) 給食の提供はございません。

公立幼稚園の再配置等の予定について

- ・令和4年度 ・せつつ幼稚園を民営化し、認定こども園へ移行
- ・せつつ幼稚園の通園バスは、市による運営は廃止

<問合せ> こども教育課【06-6383-1184】

② 公立認定こども園(1号認定(教育)枠)

対象 市内在住の4歳児・5歳児

申込み 随時受付 新年度は10月上旬に各園又は市役所で受付

保育料 無償(詳細については、P26をご覧ください。)

(ただし、別途給食費その他の負担あり)

給食費(月額) 月額600~3,500円

<問合せ> こども教育課【06-6383-1184】

③ 私立幼稚園

対象 満3歳又は3歳児から就学前まで

申込み 新年度は10月頃に各園で受付 随時の入園については各園により異なります。

保育料 保育料+入園料(月割)で月額25,700円まで無償

(ただし、別途給食費その他の負担あり)

<問合せ> 各幼稚園

④ 私立認定こども園(1号認定(教育)枠)

対象 満3歳又は3歳児から就学前まで

申込み 各園により異なります

保育料 無償(詳細については、P26をご覧ください。)

(ただし、別途給食費その他の負担あり)

<問合せ> 各認定こども園

幼稚園・認定こども園(1号認定(教育)枠) 一覧

公立幼稚園	対象児童	所在地	電話
せつつ幼稚園	4歳児から	三島三丁目 14-75	06-6383-4000

公立認定こども園	対象児童	所在地	電話
子育て総合支援センター	4歳児から	千里丘東一丁目 16-2	072-631-9428
べふこども園	4歳児から	東別府五丁目 1-13	06-6349-5500
とりかいこども園	4歳児から	鳥飼西三丁目 1-2	072-654-5960

私立幼稚園	対象児童	所在地	電話
かおり幼稚園	満3歳又は3歳児から	正雀一丁目 4-1	06-6381-5995
三島幼稚園	満3歳又は3歳児から	千里丘東二丁目 2-6	072-623-0237
摂津ひかり幼稚園	満3歳又は3歳児から	鳥飼八防二丁目 6-11	072-654-1711

私立認定こども園	対象児童	所在地	電話
認定こども園 KENTO ひまわり園	満3歳又は3歳児から	千里丘七丁目 3-7	06-6192-9117
認定こども園みなみせんりおか遊育園	満3歳又は3歳児から	南千里丘 4-35	06-6317-2466
認定こども園正雀ひかり園	満3歳又は3歳児から	正雀一丁目 1-7	06-6317-3008
認定こども園せつつ遊育園	満3歳又は3歳児から	三島三丁目 13-1	06-6382-0307
認定こども園あとりえらば遊育園	満3歳又は3歳児から	三島三丁目 13-2	06-6382-0322
認定こども園つるのひまわり園	満3歳又は3歳児から	鶴野二丁目 7-16	072-632-1115
認定こども園正雀愛育園	満3歳又は3歳児から	正雀四丁目 12-23	06-6382-2600
認定こども園一津屋愛育園	満3歳又は3歳児から	一津屋一丁目 37-9	06-6340-2107
認定こども園鳥飼さつき園	満3歳又は3歳児から	鳥飼野々二丁目 3-1	072-654-1466
認定こども園こどもの杜 ^{もり} 藤森学園	満3歳又は3歳児から	鳥飼西二丁目 1-1	072-654-5767
認定こども園摂津ひかり保育園	満3歳又は3歳児から	鳥飼本町一丁目 11-1	072-650-0123
認定こども園とりかい遊育園	満3歳又は3歳児から	鳥飼中一丁目 20-1	072-654-5093
認定こども園とりかいひがし遊育園	満3歳又は3歳児から	鳥飼上三丁目 2-25	072-654-8041

幼児教育・保育の無償化制度

● 幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する子ども

【対象となる施設・事業】

幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育事業、企業主導型保育事業(標準的な利用料)
※地域型保育とは、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育をいいます。

【対象者・利用料】

幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3～5歳までの子どもの利用料
○子ども子育て支援新制度の対象とならない幼稚園については、月額上限25,700円です。
○無償化の期間は、満3歳になった後の4月1日から小学校入学前までの3年間です。
※幼稚園については、入園できる時期に合わせて、満3歳から小学校入学前まで
※0～2歳までの子どもについては、住民税非課税世帯や里親、被保護世帯が無償化の対象
○通園送迎費、食材料費、行事費などは、保護者の負担です。
ただし、年収360万円未満相当世帯の子どもと全ての世帯の第3子以降の子どもについては、副食(おかず・おやつ等)の費用が免除される場合があります。

● 幼稚園や認定こども園(教育枠)の預かり保育を利用する子ども

【対象となる利用料】

○幼稚園・認定こども園(教育枠)の預かり保育の利用料については、利用日数に応じて、最大月額11,300円までの範囲で無償です。
○就労等の事由により、市から「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。

● 認可外保育施設等を利用する子ども

【対象となる施設・事業】

○認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業
※無償化の対象となる認可外保育施設は、都道府県又は市町村に届出を行い、国が定める基準をたすことが必要です。ただし、基準を満たしていない場合でも無償化の対象とする5年間の猶予期間(～令和6年9月末日)が設けられています。

【対象者・利用料】

○就労等の事由により市から「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。
※保育所、認定こども園等を利用していない方が対象となります。
○3～5歳までの子どもは月額37,000円まで、0～2歳までの住民税非課税世帯や里親、被保護世帯の子どもは月額42,000円までの利用料が無償化の範囲です。

学童保育

保護者の就労などで保育を要する児童を、全小学校に設置した学童保育室で保育しています。

対象 小学校1年生～3年生の児童

時間 平日は放課後～17:30（延長保育利用時(1日150円)は、19:00まで）

※夏・冬・春休み期間は8:30～17:30

保育料 月 4,500 円

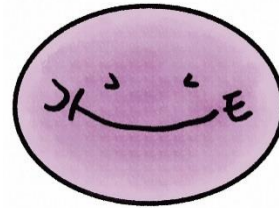
（同一世帯で2人以上の児童が入室する場合は2人目以降は2,250円）

減免制度 生活保護世帯・市民税非課税世帯 全額免除

所得税非課税世帯 半額免除

一斉申込み 12月に市役所で受付

<問合せ> 子育て支援課【06-6383-1980】



子どもの放課後の活動場所

① 摂津市放課後子ども教室(わくわく広場)

市内の全小学校で、毎週水曜日(長期休業中を除く)の放課後、各小学校の体育館などを活動場所として、地域の大人を指導員として配置し、子どもたちの自由な遊びの場を設けています。

<問合せ> 子育て支援課【06-6383-1980】

② 第1児童センター

小学生の子どもたちが、クラブ活動や様々な行事を自主的な活動をとおして体験や交流ができるように児童厚生員が支援しています。

卓球クラブ けん玉クラブ リコーダークラブ こどもスタッフ などがあります。

乳幼児は親子で利用できます。親子プログラムや季節の行事もあります。

利用日時 月～土曜日 8:45～17:15(5～8月は18:15まで)

利用方法 登録により利用証の「あそんでまっカード」を作成します。(無料です)

<問合せ> 摂津市立第1児童センター【06-6382-0666】

地域の子育て支援(親子で参加)

① 地域子育て支援センターやつどいの広場

気軽に子育ての相談ができるとともに、親子が遊びながら交流できるよう、親子ひろばや親子教室、子育て講座などさまざまな支援を行っています。

＜問合せ＞ 各施設

施設名	所在地	電話
地域子育て支援センター	千里丘東一丁目 16-2	072-631-9676
千里丘愛育園	千里丘三丁目 16-7	06-6387-7172
認定こども園 せつつ遊育園	三島三丁目 13-1	06-6382-0307
認定こども園 あとりえらぼ遊育園	三島三丁目 13-2	06-6382-0322
ちいさなおうち NPO法人キッズぽと	正雀本町一丁目 1-31	06-7503-2515
認定こども園 正雀愛育園	正雀四丁目 12-23	06-6382-2600
かるがも広場(べふこども園内)	東別府五丁目 1-13	06-6349-1800
認定こども園 一津屋愛育園	一津屋一丁目 37-9	06-6340-2107
認定こども園 摂津ひかり保育園	鳥飼本町一丁目 11-1	072-650-0123
認定こども園 とりかい遊育園	鳥飼中一丁目 20-1	072-654-5093
認定こども園 とりかいひがし遊育園	鳥飼上三丁目 2-25	072-654-8041

② 保育所・幼稚園の地域活動

各園で園庭開放などの地域活動を行っています。各園にお問合せください。

＜問合せ＞ 各園へ

③ 子育てサロン

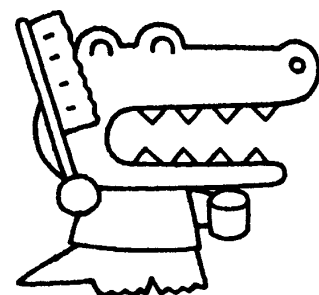
校区等福祉委員会では、就園前の親子を対象として月1回子育てサロンを行っています。

(味舌 別府 味生 鳥飼西 鳥飼 鳥飼東 鳥飼北)

＜問合せ＞ 摂津市社会福祉協議会【06-4860-6460】



【子育てネットQRコード】



学費

就学援助制度

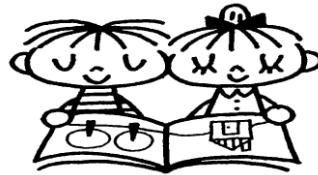
経済的な理由により、公立小学校や中学校の就学が困難な家庭に、学用品費・通学用品費や学校給食費などを援助します。

対象者 所得が認定基準の額の範囲内である方(家族数により異なります)

対象となる費目(学年あるいは小学校か中学校かにより異なります。)

入学準備金(小・中学校就学予定者のみ)、学用品費・通学用品費、校外活動費、学校給食費(小学校のみ)、修学旅行費、体育実技用具費(中学校のみ)、学校病の治療費、生徒会費(中学校のみ)など

<問合せ> 子育て支援課【06-6383-1980】



母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度

子どもの進学のための資金や学費などの貸し付けについて母子・父子自立支援員が相談に対応します。相談、手続等で来庁される場合は、事前にお電話ください。

<問合せ> 母子・父子自立支援員

子育て支援課【06-6383-1980】

月～金曜日 午前9時～午後5時

① 就学支度資金

対象者 ひとり親家庭の児童、父母のない児童、寡婦に扶養されている20歳以上の子

資金使途 高校・大学等への入学に際し必要となる被服の購入や入学金等に充てる資金
(授業料については、「修学資金」又は「修業資金」となります)

据置期間 卒業後6ヶ月

利子 無利子

延滞金利 延滞元利金額につき3.0%

貸付限度額 150,000～590,000円 ※学校種別等で限度額が異なります。

② 修学資金

対象者 ひとり親家庭の児童、父母のない児童、寡婦に扶養されている20歳以上の子

資金使途 高校・大学等の修学において必要な授業料・教科書代・通学費等に充てる資金

貸付期間 その学校の定める最短修業年限を貸付期間とする。

措置期間 卒業後6ヶ月

利子 無利子

延滞金利 延滞元利金額につき3.0%

貸付限度額 月額27,000～183,000円 ※学校種別等で限度額が異なります

- ・連帯保証人が必要となる場合があります。
- ・一部貸付対象外となる学校・コースがあります。
- ・大阪府育英会奨学金、高等教育の修学支援新制度、日本学生支援機構奨学金など、他制度との併用についてはご相談ください。

奨学金制度

進学に必要な能力と意欲を持つ子どもたちが家庭事情や経済的理由により進学をあきらめることなく、自らの能力や適性にあった進路を自由に選択できるよう、経済的、精神的に支援していく制度で、先輩奨学生から返還されたお金を財源として、新たな奨学生に貸与していく制度です。

各種奨学金について

<問合せ> 教育センター 【072-637-0783】

奨学金一覧表

奨学金の種類	対象者	貸与額	申請時期
日本学生支援機構(連絡先 0570-03-7240)			
大学予約(第一種)	高校3年生、	無利子 2万円～6.4万円	高校3年生の4月以降
大学予約(第二種)	高校卒業後	2万円～12万円(1万円単位から選択)	高校3年生の4月以降
入学時特別増額貸与	2年以内の者	同時申込に限り10万～50万円を上積貸与	第一種、 第二種申請時
大学在学	大学生	一種2万～6.4万円、二種2万～12万円	4月上旬～5月上旬
大阪府育英会奨学金・入学資金(連絡先 06-6357-6272)			
高校予約	中学3年生	無利子 授業料負担額+10万円を上限	9月下旬～10月上旬
高校在学	高校生	上限の範囲内で、1万円単位で選択	4月中旬～5月上旬
入学時増額奨学資金	中学3年生	無利子 (公)5万円(私)25万円上限	9月下旬～10月上旬
大阪府公立高等学校 定時制課程及び 通信制課程修学奨励費 (連絡先 06-6941-0351 内線 3432)	定時制・通信制 課程在学者	月額9,000円 返還免除あり	10月上旬～10月下旬 (予定)
摂津市私立高等学校等 学習支援金 (連絡先 市内各中学校又は 子育て支援課)	中学3年生	年額 42,000円(返済不要)	3月
大阪府生活福祉資金(連絡先 06-4860-6460)			
教育支援費	中学3年生・	無利子月額3.5万円(高)6万円(短)6.5万円(大)	(事前相談必要)
就学支度費	高校生・大学生	無利子 50万円以内	入学予定の4月末まで

学費

看護師等修学資金・介護福祉士等修学資金(連絡先 06-6776-2943)			
看護師等修学資金	養成施設在学学生	無利子 月額 31,000 円 (准看 21,000 円)	入学時
介護福祉士等修学資金	養成施設在学学生	無利子 月額 50,000 円以内	3 月初旬～4 月下旬
交通遺児育英奨学金(連絡先 0120-521-286)			
高校予約	中学 3 年生	無利子 月額 2 万～4 万	5 月 1 日～8 月末、 9 月 1 日～1 月末
大学予約	高校 3 年生	無利子 月額 4 万～6 万	4 月～9 月、 10 月～1 月
入学一時金	中学・高校 3 年生	無利子 (高)20 万～60 万 (大)40 万～80 万円	5 月～8 月、9 月～1 月
あしなが奨学金(連絡先 0120-77-8565)			
高校予約	中学 3 年生	無利子 月額 2.5 万～3 万	7 月 31 日、12 月 15 日 2 月 28 日
大学予約	高校 3 年生	無利子 月額 4 万～5 万	6 月 20 日
入学一時金	中学・高校 3 年生	無利子 (私高)30 万円 (私大)40 万円	
中国帰国子女 高等学校奨学金 (連絡先 072-266-2522)	中学 3 年生	月額 (公高、公高専、公専修)2 万円(返済不要)	11 月 2 日～ 11 月 25 日
朝鮮奨学会奨学金(連絡先 06-4255-3618)			
高校奨学金	高校生	月額 1 万円	4 月 8 日～ 5 月 11 日
大学奨学金	大学生	月額 2.5 万円、(院)4 万～7 万円	4 月 8 日～ 5 月 7 日
日本政策金融公庫 (連絡先 06-6319-2062)	中学 3 年生 高校 3 年生	学生、生徒一人につき 350 万円以内	入学資金は 入学月の翌月末まで
ヒューファイナンスおおさか 入学準備資金 (連絡先 072-637-0783)	高校・大学等進学 予定保護者で相談 窓口の推薦者	(高校等)60 万円以内 (大学等)100 万円以内	(事前相談必要)

(注意)貸与額の詳細等については、年収・所得、自宅通学や自宅外通学、国公立や私学等による区分があります。

大阪府私立高等学校等授業料支援補助金の制度(全日制高校・高等専修学校) 標準授業料:600,000 円

・授業料負担が実質無償となる世帯 年収のめやすが 590 万円未満世帯(市民税所得割額 154,500 円未満世帯)

・授業料負担が年額10万円となる世帯 年収のめやすが 800 万円未満世帯(市民税所得割額 251,100 円未満世帯)

※本制度は予算を伴うものであり、毎年度府議会(毎年 3 月下旬に議決)において、予算承認を受けて実施します。

健康

母子保健事業

健診・訪問

事業名	実施場所	内容等
新生児聴覚検査	府内の医療機関にて実施	生後1ヶ月以内に1回(受診票は、母子健康手帳 別冊に添付) ※検査助成にあたっては上限額があります。
乳児一般健康診査	府内の医療機関にて実施	生後1か月～1歳未満の間に1回受診(受診票は母子健康手帳 別冊に添付)
4か月児健康診査	市立保健センター	個別に通知します。BCG予防接種も同時実施可能。 内科健診、身体測定、育児相談。
乳児後期健康診査	府内の医療機関にて実施	生後9か月～1歳未満の間に1回受診(受診票は9か月を迎えるころに郵送します。)
1歳6か月児健康診査	市立保健センター	個別に通知します。 内科健診、歯科健診、発達相談、カリオスタット検査、身体測定、育児相談。
2歳6か月児 歯科健康診査	市立保健センター	個別に通知します。歯科健診、育児相談
3歳6か月児健康診査	市立保健センター	個別に通知します。内科健診、歯科健診、発達相談、尿検査、身体測定、育児相談、視聴覚検査。
離乳食講習会	市立保健センター	前期・中期・後期離乳食について実演及び講話 乳児同伴可 申込要(先着順)
後期離乳食講習会	市立保健センター	調理実習 申込要(先着順) 対象:生後8～10か月児 一時保育あり(申込み要)
妊産婦 ・乳幼児訪問指導	妊娠中の方や乳幼児がおられる家庭を対象に、助産師や保健師が家庭を訪問し、出産の準備や育児などの相談に応じます。	
こんにちは赤ちゃん訪問	4か月までの乳児がいる全ての家庭に助産師や保健師が訪問します。お子さんの発育発達、予防接種、市内の育児情報のお話、育児相談をお受けします。	
育児相談	市立保健センター	毎月第3木曜日 10時～12時 育児相談(申込要)、身体測定(申込要)
	出産育児課	随時、電話・面談・訪問による相談を行っています。

<問合せ> 出産育児課【06-6170-2181】

成人の健診

健康診査

16～39歳の方	若年者健診を市立保健センターで受診できます。 (会社や学校で受診機会のある方は除く)
40～74歳の方	特定健診を受診できます。 加入している医療保険者が行うもので、健診を「いつ・どこで・どのよう・いくらで」受けるのかといった点については、医療保険者の案内に従って下さい。 ※摂津市国民健康保険被保険者の方は、市立保健センター、市内・府内健診実施医療機関で受診できます。 ※社会保険被保険者の方は、医療保険者に受診券を発行してもらい、受診方法を確認して受診して下さい。市立保健センターでも受診できる場合があります。
75歳以上の方	後期高齢者健診を受診できます。 市立保健センター、市内・府内健診実施医療機関で受診できます。
生活保護受給者等の方	その他健診を市立保健センターで受診できます。

がん検診・その他の検診

がん検診は加入している医療保険に関係なく受けることができます。

健 診	対 象	受診場所
胃・大腸・肺がん検診	40歳以上の市民	市立保健センター 大阪がん循環器病予防センター
乳がん検診	40歳以上の市民(女性のみ) (2年度に1回の受診)	市立保健センター 大阪がん循環器病予防センター 済生会吹田病院
子宮頸がん検診	20歳以上の市民(女性のみ) (2年度に1回の受診)	市立保健センター 大阪がん循環器病予防センター 摂津市・茨木市・吹田市の 受託医療機関
前立腺がん検診	50歳以上の市民	市立保健センター 市内受託医療機関
骨粗しょう症検診	16歳以上の市民	市立保健センター
ピロリ菌検査	20～60歳の市民 (検査を受けたことがない方)	市立保健センター 市内受託医療機関

<問合せ>

・摂津市保健福祉課【06-6383-1386】

・摂津市国保年金課(特定健診の受診券について)【06-6383-1555】

・摂津市立保健センター

(特定健診、若年者健診、後期高齢者健診、その他健診、がん検診について)【06-6381-1710】

休日や夜間の急病

①摂津市立休日小児急病診療所

診療科目 小児科

診療日時 【日曜・祝日および年末年始(12月31日～1月3日)】

午前10時～11時30分(受付は9時30分から)

午後1時30分～4時00分(受付は1時から)

<問合せ> 摂津市立休日小児急病診療所【072-633-1171】

摂津市香露園32-19

②高槻島本夜間休日応急診療所

診療科目 内科・小児科・外科(日曜・祝日のみ一部歯科あり)

診療日時 【日曜・祝日および年末年始】

午前10時～12時 午後2時～5時 午後7時～翌朝7時

※歯科は午前10時～12時、午後2時～5時のみ

【月曜日～金曜日】

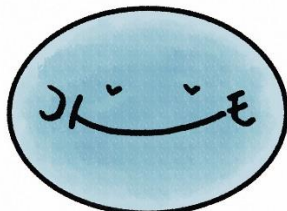
午後9時～翌朝7時(受付は30分前まで)

【土曜日】

午後3時～翌朝7時(受付は30分前まで)

<問合せ> 高槻島本夜間休日応急診療所【072-683-9999】

高槻市南芥川町11-1



女性への支援

ドメスティックバイオレンス

ドメスティック・バイオレンス(DV)とは、配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった者からパートナーから振るわれる暴力のことです。身体的暴力だけではなく、暴言や無視、性的行為の強要、行動の監視や制限、生活費を渡さないなどのさまざまな暴力があります。

DVの被害に遭うと身体的、精神的に傷つきます。また、子どもの目の前で繰り広げられる暴力は、児童虐待であり、子どもの成長に大きな影響を与えます。

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」では、事実上の婚姻関係にある人や元配偶者(婚姻中に暴力があり離婚した後も引き続き暴力がある場合)、同居する交際相手からの暴力が対象となります。

さまざまな暴力の中で、身体に対する暴力や生命に対する脅迫がある場合には地方裁判所に保護命令を申し立てることができます。保護命令には、被害者への接近禁止命令、被害者の同伴する子への接近禁止命令、住居からの退去命令などがあります。

<DV 相談窓口>

・摂津市立男女共同参画センター「女性のための相談室」

総合相談(DV 含む) 面談・TEL【06-4860-7116】

月・火・木・金・土 9:30~17:00(祝日及び年末年始を除く)

ただし、第3、第4火曜日のみ 13:00~21:00

<DV相談窓口>

・摂津市人権女性政策課

面談・TEL【06-6383-1324】

9:00~17:15(土日祝日及び年末年始を除く)

・配偶者暴力相談支援センター

大阪府吹田子ども家庭センター(DV相談専用電話)【06-6380-0049】

9:00~17:45(土日祝日及び年末年始を除く)

・大阪府女性相談センター

TEL【06-6946-7890】 24時間対応

TEL【06-6949-6022】 9:00~20:00 (年末年始、祝日を除く)

最寄りの警察署においても、配偶者からの暴力に関する相談に応じています。

緊急時は、お近くの警察署へ、または110番通報を！

男女共同参画センター(ウィズせつつ)

男女がともに自分らしく生きることのできる男女共同参画社会の実現をめざす活動拠点です。女性のための相談事業を実施しています。

総合相談(DV含む) 面談・TEL【06-4860-7116】

月・火・木・金・土 9:30~17:00

ただし、第3、第4火曜日のみ 13:00~21:00

法律相談 第2火曜日 14:00~16:40(30分予約制)

第4火曜日 17:00~19:40(30分予約制)

面接相談 第1火曜日 13:00~16:50(50分予約制)

第3火曜日 15:00~19:50(50分予約制)

第2・4木曜日 10:00~12:50(50分予約制)

※(祝日及び年末年始を除く)

相談に係る一時保育(0歳~就学前児、無料)は5日前までに予約が必要です。

各種セミナーや講座など一時保育つきで開催したり、情報ルームでは男女共同参画や女性問題に関する書籍やDVD、ビデオなどの閲覧、貸し出しをしています。

<問合せ・予約>「女性のための相談室」【06-4860-7114】



身近な支援

摂津市母子福祉会

市内の母子・寡婦の方を対象に相談やともに楽しめる行事や催しも行っています。

摂津市母子福祉会からのPR

お母さんの笑顔が一番！

子どもたちにとって何よりの贈り物はお母さんの笑顔。ただお母さんにも時には笑えない日だってあるはず。そんな時、ひとりであるよりも話し合える仲間がいれば勇気百倍。仲間をつくりたくても、機会も時間もないと思っているお母さん、ぜひ母子福祉会のことを知ってください。

市内在住の母子家庭・寡婦の方ならどなたでも参加できます。会費は年800円です。

行事内容

母子福祉大会・総会(講演会もあります)

年忘れ母と子の集い(12月)

バス日帰り旅行などの親子で楽しめる研修会及び交流会

寡婦対象の研修旅行

中学3年生卒業祝い など

いろいろな行事をみんなで考え、みんなが力を合わせて楽しい会をつくりましょう。

若いお母さんたちの会「母子部会」もあります。

20歳未満の子どもを養育している母子家庭のお母さんと子どもの会です。母子部会は、交流の場を提供するとともに情報を交換するなど、孤立しがちなお母さんを支え生活の向上を図るために活動をしています。

皆さんの入会をお待ちしています。

<問合せ> 子育て支援課【06-6383-1980】

母子福祉会(市役所食堂内売店)【06-6381-7529】

※市役所内の売店は、母子福祉会の店と事務所をかねています。

役員が手伝っていますので、いつでもお気軽に相談・休憩にお越しください。

身近な支援

大阪府母子・父子福祉センター(指定管理者(社福)大阪府母子寡婦福祉連合会)

府内にお住まいのひとり親家庭の方が就業と子育ての両立を図ることができるよう、専門相談員による就業相談や就職情報の提供、就業支援講習会の開催、育児や子育てに関する生活相談や養育費相談、弁護士による法律相談などを行っていきます。

<問合せ>【06-6748-0263】月～土曜日 午前10時～午後4時

民生委員・児童委員

「民生委員・児童委員はいつもそばにいます」

みなさんの抱える問題について、みなさんの立場で親身に相談にのります。お住まいの地域の民生委員・児童委員にお気軽にご相談ください。また、子どものことを専任して支援する主任児童委員も旧小学校区に1名います。

<問合せ> 保健福祉課【06-6383-1386】

